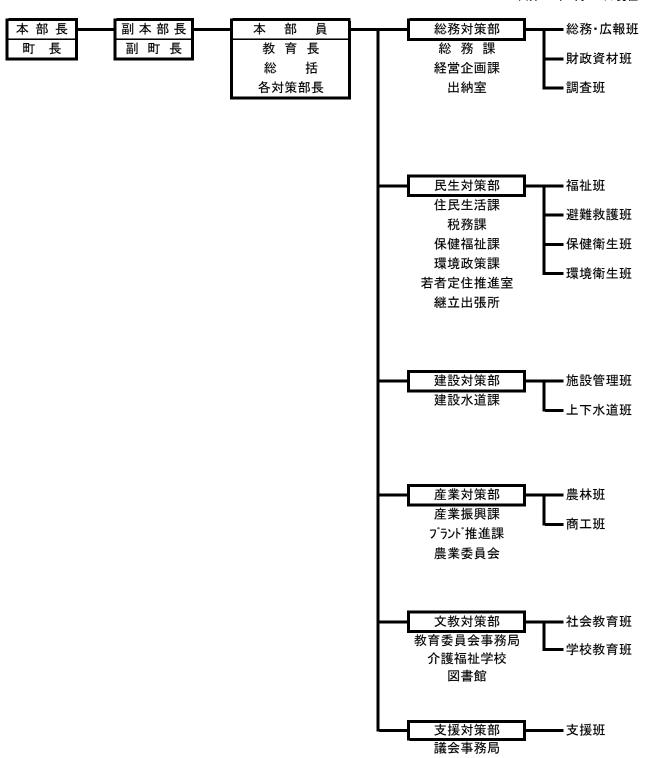
别表·别図集

(栗山町地域防災計画)

# 別 表 目 次

別表第1	災害対策本部組織図	(第3章第2節第3関係)123
別表第2	災害対策本部の部班・事務分掌	(第3章第2節第3関係)124
別表第3	注意報基準	(第3章第6節第1関係)126
別表第4	警報基準	(第3章第6節第1関係)127
別表第5	気象予報(注意報を含む)、	(第3章第6節第1関係)128
	警報、並びに情報等伝達系統図	
別表第6	災害情報連絡系統図	(第5章第1節第2関係)129
別表第7	災害情報	(第5章第1節第4関係)130
別表第8	被害状況報告(速報・中間・最終)	(第5章第1節第4関係)132
別表第9	被害状況判定基準	(第5章第1節第4関係)134
別表第10	重要水防区域	(第4章第1節関係)139
別表第11	急傾斜地崩壊危険箇所	(第4章第5節第1関係)143
	土石流危険渓流	(第4章第5節第1関係)143
	箇所図	(第4章第5節第1関係)146
別表第11-1	山地災害危険地区表	(第4章第5節第1関係)148
	位置図	(第4章第5節第1関係)149
別表第12	除雪作業基準	(第4章第3節第1関係)153
	栗山町除排雪業務実施要領	(第4章第3節第1関係)154
別表第13	消防組織機構	(第4章第7節関係)155
別表第14	消防施設の現況	(第4章第7節関係)156
別表第15	防災資機材保有状況	(第4章第8節第2関係)157
別表第16	指定緊急避難場所	(第4章第10節第2関係)158
	指定避難所	(第4章第10節第3関係)159
	位置図	(第4章第10節第2・第3関係)160
別表第17	栗山町医療機関一覧	(第5章第13節第6関係)164
別表第18	防災無線	(第5章第1節第5関係)166
別表第19	消防無線	(第5章第1節第5関係)167
別表第20	給水用資機材の備蓄及び整備状況	(第5章第10節第7関係)168
別表第21	配水池保有水量	(第5章第10節第7関係)169
別表第22	被災者生活再建支援制度の概要	(第8章第3節関係)170
	別図	目 次
別図第1	災害対策本部案内掲示板	(第3章第2節第3関係)171
別図第2	腕  章	(第3章第2節第3関係)171
別図第3	避難場所標識	(第4章第9節第1関係)173

### 災害対策本部組織図



総務対策部	部長:総務課長		
副部長	総務・広報班		
副部長 総務課広報·防災·情報 担当主幹 (総務·広報班担当)	班長 総務課総務担当参与 副班長 総務課広報·防災·情報G主査 (杉本)	班員 総務G 広報・防災・情報G	**(本報班
副部長			財政資材班
出納室長 (財政資材班担当)	班長 経営企画課行政経営G主査(髙橋) 副班長 出納室主査(伊藤)	班員 行政経営G、出納室員	1 国民保護対策予算その他財政、経理に関すること 2 国への負担金の請求に関すること 3 応急公用負担等に伴う損失補償及び損害補償等に関すること 4 物資の調達及び救援物資等の受入れに関すること 5 公的徴収金の減免等に関すること
副部長			調査班
経営企画課地域政策 担当主幹 (調査班担当)	班長 経営企画課地域政策G主査(三木) 副班長 経営企画課地域政策G(松川)	班員 地域政策G	1 被災地域における被害の実態調査に関すること 2 災害に関する相談、苦情及び陳情処理等に関すること 3 町有財産の被害調査及び災害共済に関すること 4 総合的な災害記録の作成及び災害統計に関すること

民生対策部	部長:住民生活課長		
副部長			福祉班
税務課長 保健福祉課福祉・子育て 担当主幹 (福祉班担当)	班長 税務課収納担当主幹 副班長 保健福祉課福祉・子育て主査(出南)	班員 福祉・子育てG 課税G、収納G	1 社会福祉施設及び病院施設の被害調査に関すること 2 避難所の開設、運営に関すること 3 避難所の記録、報告に関すること 4 避難住民の記録及び安否情報の収集、報告に関すること 5 被災者に対する生活援護に関すること 6 救援物資及び義援金等の分配に関すること 7 避難住民等への食品、生活必需品等の給与又は貸与に関すること 8 避難所における仮設トイレに関すること 9 給食施設の応急利用に関すること 10 避難住民等への応急仮設住宅等の供与に関すること 11 避難住民等への電話その他の通信設備の提供に関すること 12 所管する生活関連施設の安全確保に関すること 13 ボランティアの受け入れ及び調整に関すること
		退	ま難救護班
若者定住推進室長 住民生活課生活安全 担当主幹 (避難救護班担当)	班長 保健福祉課高齢者・介護担当参与 副班長 住民生活課住民・国保担当参与	班員 住民·国保G、生活安全G 高齢者·介護G、 若者定住推進室員	1 安否情報の収集に関すること 2 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保に関すること 3 武力攻撃災害による行方不明者の捜索に関すること 4 道との連携による応急救護所の開設及び管理に関すること
副部長		· ·	R健衛生班
保健福祉課地域医療 ·健康推進担当主幹 (保健衛生班担当)	班長 保健福祉課健康推進G主査(十河) 副班長 保健福祉課地域医療G 主査(高野瀬)	班員 健康推進G、地域医療G	1 避難住民等への医療の提供及び助産に関すること 2 道との連携による健康相談及び指導に関すること 3 道との連携による防疫対策に関すること 4 道との連携による食品、飲料水の衛生確保対策に関すること 5 道との連携による保健・栄養指導対策に関すること 6 保健所との連絡調整に関すること 7 医師会、歯科医師会との連携に関すること 8 医療、医薬品等の確保に関すること 9 避難住民等への炊出しに関すること

民生対策部	部長:住民生活課長		
副部長		環	境対策班
環境政策課長 継立出張所長 (環境対策班担当)	班長 環境政策課環境政策担当主幹 副班長 環境政策課環境政策G主査(澤田)	班員 環境政策G	1 災害時の廃棄物及び汚物処理に関すること 2 死体の収容処理、埋葬及び火葬に関すること 3 被災地における環境保全及び公害対策に関すること 4 衛生関係施設の被害調査に関すること

建設対策部	部長:建設水道課長		
副部長			施設管理班
建設水道課総務管理 · 都市整備担当主幹 (施設管理班担当)	班長 建設水道課総務管理担当参与(工藤) 副班長 建設水道課総務管理担当参与(高田)	班員 総務管理G、技術G	1 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること 2 町有財産の緊急使用に関すること 3 武力攻撃災害等を受けた住宅の応急修理に関すること 4 応急仮設住宅等の建設に関すること 5 所管する生活関連施設等の安全確保に関すること 6 建設関係団体との連絡調整に関すること 7 防災物資の調達等に関すること 8 車両(作業車を除く)の確保及び配車に関すること 9 避難住民の誘導の支援及び移送に関すること 10 武力攻撃災害時の運送(避難住民等の移送を含む)の総括に関すること 11 応急復旧資機材等の運送に関すること 11 応急復旧資機材等の運送に関すること 12 輸送関係機関との連絡調整に関すること 13 警戒区域の巡回に関すること 14 被災地における交通安全対策に関すること
副部長			上下水道班
建設水道課技術担当主幹 (上下水道班担当)	班長 建設水道課技術担当参与 副班長 建設水道課上下水道担当参与	班員 上下水道G	1 上下水道施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること 2 所管する生活関連施設等の安全確保に関すること 3 避難住民等への飲料水の供給に関すること 4 応急給水に関すること 5 水の安定的な供給に関すること 6 水源地の管理及び水質保全に関すること 7 上下水道施設の警戒配備に関すること 8 水供給中断地域住民に対する問知に関すること

産業対策部	部長:産業振興課長		
副部長			農林班
農業委員会事務局長 (農林班担当)	班長 農業委員会参与 副班長 農林業振興G主査(杉本)	班員 農林業振興G 農業委員会事務局員	1 農業関係の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること 2 被災農家の救護に関すること 3 死亡獣畜の処理に関すること 4 農業団体との連絡調整に関すること 5 林野火災に関すること 6 農地及び農業用施設の被害調査及び応急措置に関すること
副部長			商工班
ブランド推進課課長 (商工班担当)	班長 ブランド推進課ブランド 推進G主査 (西村) 副班長 ブランド推進課ブランド 推進G主査 (久保)	班員 ブランド推進G	1 労務の提供に関すること 2 商工労働団体との連絡調整に関すること 3 商工業関係の被害調査に関すること 4 被災商工業者の援護及び応急対策に関すること 5 生活関連物資等の価格安定供給に関すること 6 商工業関係機関との連絡調整に関すること

文教対策部	部長:教育次長		
副部長	社会教育班		
図書館長 (社会教育班担当)	班長班員1 社会教育及び体育施設の被害調査、応急対 関すること副班長社会教育G関すること社会教育G主査(丸山)2 文化財の保護及び応急対策に関すること 3 社会教育施設及び体育施設の応急利用に		
副部長		<u>-</u>	学校教育班
介護福祉学校事務局長 (学校教育班担当)	班長 学校教育担当参与(永坂) 副班長 介護福祉学校事務局参与(青山)	班員 学校教育G 介護福祉学校事務局員	1 児童、生徒の安全確保に関すること 2 学校教育施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること 3 学校教育施設の応急利用に関すること 4 公立学校等への警報の伝達に関すること 5 避難住民等への学用品等の給与に関すること 6 教職員の動員に関すること

支援対策部	部長: 議会事務局長		
副部長			支援班
議会事務局主幹	班長	班員	1 議会との連絡調整に関すること
(支援班担当)	(兼)議会事務局主幹	議会事務局員	2 他対策部への応援に関すること

消防対策部	部長:消防長		
副部長			消防班
	班長 消防課長 副班長 生活安全課長	班員 消防本部 消防署	1 り災証明に関すること 2 武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む) 3 住民の避難誘導に関すること 4 病人、負傷者、急患等の輸送に関すること

### 別表第3(第3章第6節第1関係)

# 注意報の種類及び発表基準

### 気象警報発表区域の種類

府県予報区	石狩·空知·後志地方
一次細分区域	空知地方
市町村等をまとめた地域	南空知

### 注意報発表基準

種	類	注意報の基準		
大 雨	雨	表面雨量指数基準 6		
	1913	土壌雨量指数基準 83		
		流域雨量指数基準 雨煙別川流域=11.2 時登川流域=2.8 阿野呂川流域=14.1 ポンアノロ川流域=4.1		
洪	水	複合基準 * 1 雨煙別川流域=(5, 10.7) ポンアノロ川流域=(5, 4.1)		
		指定河川洪水予報による基準 夕張川[円山]		
強	風	平均風速 12m/s		
風	雪	平均風速 10m/s 雪による視程障害を伴う		
大	雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ 30cm		
重	i i	落雷等により被害が予想される場合		
融	雪	70mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
濃	霧	視程 200m		
乾	燥	最小湿度30% 実効湿度60%		
+>+3	:h	①24時間降雪の深さ30㎝以上		
747	なだれ ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上			
低温		5月~10月:(平均気温)平年より5℃以上低い日が2日以上継続		
旧	<b>/</b> III	11月~4月:(最低気温)平年より8℃以上低い		
霍	ì	最低気温 3℃以下		
着	雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		

<sup>\*1(</sup>表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

### 別表第4(第3章第6節第1関係)

### 警報・特別警報等の種類及び発表基準

### 気象警報発表区域の種類

府県予報区	石狩·空知·後志地方
一次細分区域	空知地方
市町村等をまとめた地域	南空知

### 警報発表基準

種	類	警報の基準
<b>*</b>	雨	浸水害:表面雨量指数基準 6
		土砂災害:土壌雨量指数基準 142
		流域雨量指数基準 雨煙別川流域=14 時登川流域=3.6 阿野呂川流域=17.7 ポンアノロ川流域=5.9
洪	水	複合基準 * 1 ポンアノロ川流域=(5, 4.9)
		指定河川洪水予報による基準 タ張川[円山・清幌橋]
暴	風	平均風速 18m/s
暴風	雪	平均風速 16m/s 雪による視程障害を伴う
大	雪	12時間降雪の深さ50cm

### 記録的短時間大雨情報

気象情報名		記録的短時間大雨情報の基準
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

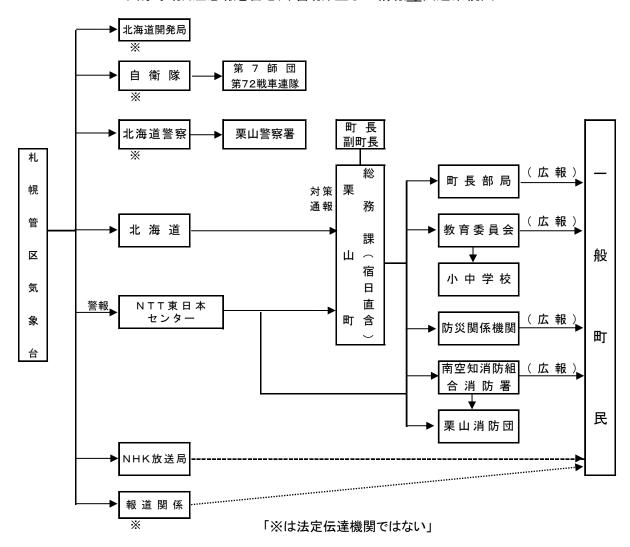
# 特別警報発表基準

種	類	特別警報の基準
大	雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴	風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が 吹くと予想される場合
暴風	雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴 う暴風が吹くと予想される場合
大	雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

\*1(表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

#### 別表第5(第3章第6節第1関係)

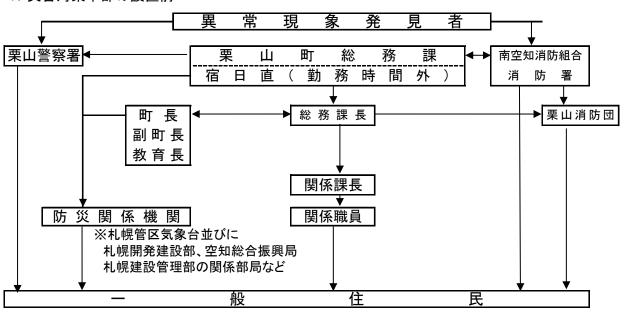
気象予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等伝達系統図



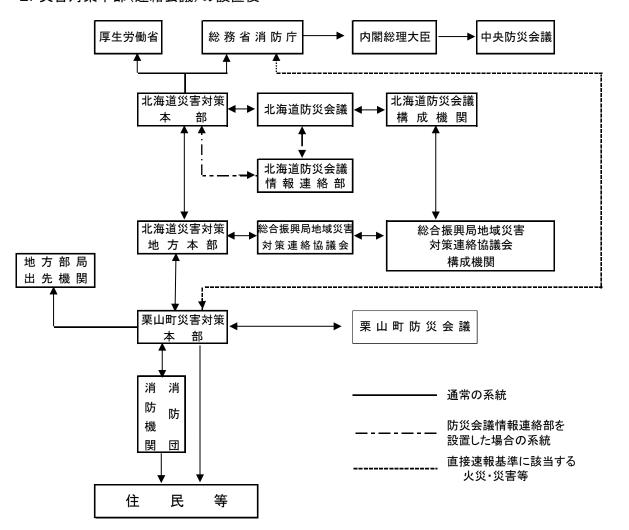
#### 災害情報連絡系統図

1. 災害対策本部の設置前

平成30年6月30日現在



### 2. 災害対策本部(連絡会議)の設置後



### 別表第7(第5章第1節第4関係)

		災		害		情		報					
報告時限	J	月日	時	現在	ź	発受信	日時	J	Ħ	日	時	分	
発信機関					3	受信機	関						
発信担当者					:	受信担	当者						
発生場所													
発生日時	J	月日	時	分	3	災害の	京因						
気 雨 量 象 河川水位 潮位波高 の 風 速 状 そ の 他 況													
交通・通信・水道等の状況道鉄電水飲電そ料の料の料の													
(1)災害対策 応 本部等の設		称)											
急 置	(設置)	日時)			月	日	時	分	設置	<u> </u>			
措置の状況 災害救助法 の適用の 状況		助実施内		(被害	<b>害棟数</b> )		(り災世	带)	(b)	J災人	員)		

	(3)	区分	地区名		避難場所	人	員	時	間
	避 難 の 状 況	避難指示	<del>\</del>						
応		避難勧告	ī						
急		自主避難	É						
心	(4)								
措	自衛隊派遣 要請の状況								
置									
の									
	(5)								
状	その他措置の								
況	状 況								
	(6) 応急対策	(ア)出動	人員		(イ)主な活動物	犬況			
	出動人員	市町	「村職員	名					
		消防	<b>ī職員</b>	名					
		消防	可員	名					
		その	他(住民等)	名					
		Ē	<del>†</del>	名					
		/ <b>\</b>							
		(今後の	見通し等)						
そ 	- の 他								

被害状況報告(速報中間 \_\_\_\_\_最終 )

													月	日 時現在	
	ý	害	発生日時			月	日 時	分	3	災害	の原因				
	ÿ	害	発生場所												
機関(市町村			(市町村)名							機阝	引(市町村)名				
発信			職∙氏名						₹ -	———————————— 職∙氏名					
1古								分	ॏऻ		————— 受信日時		月日		
	項目				件数等		額(千円)			項			件数等	被害金額(=	5円)
		死	 者	人	ПЖЧ	※個人別				-,-	河川	箇所	11 90 7	灰白並設	1 1 1/
1			不明	人		別、年令.	、原因は、		1	道	海岸	箇所			
人 的		重	傷	人		補足資料	で報告			<u>-</u> L	砂防設備	箇所			
被		軽	傷	人						— ≸	地すべり	箇所			
害			 }	人						•	急傾斜地	箇所			
				棟							道路	箇所			
		全	壊	世帯							橋 梁	箇所			
				人							小 計	箇所	0		0
				棟				E		†ī	河 川	箇所			
		半	壊	世帯				ゴ オ 初	-   H	寸 寸	道路	箇所			
				人				<u> </u>	芟┃ ↑ ┇┃ コ	寸 L	橋 梁	箇所			
				棟				'	¹ <u> </u>	<b>事</b>	小 計	箇所	0		0
② 住		一部	<b>邓</b> 破損	世帯							港湾	箇所			
任 家				人							漁 港	箇所			
被				棟							下水道	箇所			
害		床上	.浸水	世帯							公 園	箇所			
											崖くずれ	箇所			
		床下浸水		棟							=1	<i>bb</i> =r			
				世帯							計	箇所	0		0
L				人	0					魚	沈没流出 破 損	隻			
		│ 棟   横   計			0			0	舟	沿	<u>W 担</u> 小計	隻	0		0
			''	世帯	0			(6		泊	 魚港 施 設	箇所			0
		公共	:建物	棟	·			7	₹		同利用施設	箇所			
3	全壊 🖟	その		棟					É		の他 施設	箇所			
非       			··- ·建物	棟				TX 듿		漁 具(網)		件			
家	半壊	その	他	棟							く産 製 品	件			
③非住家被害			建物	棟	0			0		そ		件			
Ľ	=+ L.	その		棟	0			0			計		0		0
		<u> </u>	流失·埋没等	ha							林地	箇所			
	農地	Ш,	曼冠水	ha					ű	首	治山施設	箇所			
		畑	流失·埋没等	ha					1	有	林道	箇所			
		Α,	曼冠水	ha					<b>†</b>	木	林産物	箇所			
4	農作物		田	ha					7)		その他	箇所			
農			畑	ha				ホ	⇟╚		小 計	箇所	0		0
44	農業用力			箇所				<b>当</b>	<b>€</b>   -	_	林地	箇所			
害		共同利用施設 箇所						TX 扫	₹  "	投一	治山施設	箇所			
		農施設 6								<b>吴</b>	林道	箇所			
	畜産被	吉		箇所 箇所						有	林産物	笛所			
	その他	の他							*	木	その他	箇所			
	<b>=</b> 1				_						小計	笛所	0		0
	計				0			0			計	箇所	0		0

		項	目		件数等	被害金額(千円)		:	項 目		件数等	被害金額(千円)	1
		水	道	箇所			(1)	社会教	<b>対育施設被害</b>	箇所			1
	,± nd	,	公 立	箇所			(12)	社会	公 立	箇所			1
<b>8</b> 衛	病 院		個 人	箇所			福	业施設	法 人	箇所			
生	清 捐	7	一般廃棄物処理	箇所			等	被害	計	箇所	0	(	0
被害	施設	Ž	し尿処理	箇所				Í	鉄道不通	箇所		_	7
古	火 葬	場		箇所				Í	鉄道施設	箇所			"
	計			箇所	0		0	被害絕	沿舶(漁船除く)	隻		(11111111111111111111111111111111111111	"
9		商	業	件					空 港	箇所		(11111111111111111111111111111111111111	"
商		エ	業	件			13		水 道	戸		_	-
工被		そ	の他	件			そ の		電 話	回線		_	-
害			計	件	0		0 他		電気	戸		_	-
			小 学 校	箇所					ガス	戸		_	-
(10)	公立		中学校	箇所				ブ	ロック塀等	箇所		_	-
文	教施設		高 校	箇所				都市施設		箇所			
1	被害	その	D他文教施設	箇所				計			ı	(	0
	•		計	箇所	0		0	被 害 総				(	0
1	公共施設	被害	<b>害市町村数</b>	団体					建物	件			_
	罹	災世	帯数	世帯	0		0 火	災発生	危険物	件			
	罹	災	<b></b> 皆数	人	0		Ŭ		その他	件			
	消防職		動延人数	人			消	防団員	出動延人数	人			
,,,,	<b>5</b>		道(支庁)										
	災害対策本部 の設置状況		市町村名	3		名 和	<b>F</b>			設	置日時	廃止日時	
0) д													
災適月	害救助活用市町村	法 <sup>†</sup> 名											

補足資料(※別葉で報告)

- 〇災害発生場所
- 〇災害発生年月日
- 〇災害の種類概況
- ○人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意
- 〇応急対策の状況
  - ・避難の勧告・指示の状況
  - •避難所の設置状況
  - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
  - ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
  - 自衛隊の派遣要請、出動状況
  - ・災害ボランティアの活動状況 ほか

# 別表第9(第5章第1節第4関係)

被	害区分	被害状況判定基準
① 人	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
的	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
被	重傷者	災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療(入院、通院、自宅療養等)を受け、又は 受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
害	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
2	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に 宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
住家被害	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難もので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半  壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被	害区分	被害状況判定基準
② 住	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損 した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、 家財道具の被害は含まない。
家被	床上浸水	住家が床上まで浸水、又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
害	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び 汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非 住 家	非住家とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
	農地	農地被害は、耕土の流出、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により工作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は、農地の原型復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
<b>④</b> 農	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
被害	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
I	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。

<b>У</b> ф	中 反 八	*** ** ** ** **
敓	害 区 分	被害状況判定基準
	·	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護
	河 川	することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする
	海 岸	海岸又はこれに改直する堤防、護岸、矢堤での他海岸を防護することを必要とする    海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	一	(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂
	砂防設備	防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	14 + × 11	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とす
	地すべり	る程度の被害をいう。
<b>⑤</b>	防止施設	(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
土	急傾斜地崩	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地
	速防止施設 壊防止施設	崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。
木		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	** "	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路の損壊
被	道 路	が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
害		(1) 被音韻の昇山は、後山に安する経質と計工すること。 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成
	橋 梁	する橋が流失または損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	\d+ \d-	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で、復旧工事を
	港湾	要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	流 危	(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
	公   園	(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。
	<b>.</b>	(1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取
	漁 船	り扱う。
		(2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
6	流 尼 池 政	(1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
水	# E ** E	水産業協同組合、同連合会、または地方公共団体の所有する施設で、漁業者の共
産	共同利用	同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給
座	施設	水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
被		上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。
	その他施設	工能施設で個人(団体、芸社も167所有のものをいう。  (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
害		定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	漁具(網)	(1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
		加工品、その他の製品をいう。
	水産製品	(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推
		定積算すること。

被	害	区	分	被害状況判定基準
	林		地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
7	治	山施	設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林業	林		道	林業営業基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
被害	林	産	物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推 定積算すること。
	そ	の	他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
8	水		道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設 をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
衛生	病		院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
被害	清掃施設		設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
Π	火	葬	場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
9商	_	商	業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算 すること。
被	害	エ	業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び 再取得価額又は復旧額とする。
10 施		立 戈 被	t 教 害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特殊支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
_		会教被	-	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
12	社		計祉	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。
				(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被	害 区 分	被害状況判定基準
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
13	空港	空港整備法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
そ	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
の ()	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
他	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

### 重 要 水 防 区 域

番	号		危	険		区		域	予 #	想き	れる i	支 害	整備	計画
一連	図面	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域 延長(km)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
	1	栗山町	三日月	石狩川	1級 夕張川	22.80 ~ 23.30	左岸 0.50	堤防高	72			田 1,125	開発局	
	2	"	"	"	"	22.80 ~ 23.30	左岸 0.47	堤防断面	72			田 1,125	"	
	3	<i>''</i>	阿野呂	"	"	26.20 ~ 27.10	左岸 0.90	堤防高					"	
	4	"	"	"	"	26.20 ~ 27.10	左岸 0.86	堤防断面					"	
	5	"	錦1丁目	"	"	16.80 ~ 17.20	右岸 0.40	堤防高				田 180	"	
	6	"	"	"	"	16.80 ~	右岸 0.68	堤防断面	17			田 300	"	
	7	<i>''</i>	錦2丁目	"	"	17.41		工作物 (馬追橋)	95			田 780	"	
	8	<i>''</i>	富士	<i>''</i>	"		右岸 3.45	堤防高					"	
	9	<i>''</i>	<i>''</i>	<i>''</i>	<i>''</i>	17.80 ~ 21.25	右岸 3.82	堤防断面					<i>''</i>	
	10	<i>''</i>	三日月	"	"		右岸 3.00	堤防高	95			田 780	"	
	11	"	"	"	"	21.75 ~ 32.50	右岸 11.62	堤防断面	13			田 150	"	_

番	号		危	険		×		域	予:	きった。	れる i	支 害	整備	計画
一連	図面	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域 延長(km)	火音の安囚	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
	12	栗山町	三日月	石狩川	1級 夕張川	22.70		工作物 (新由仁夕張川 橋梁下)	17			田 330	開発局	
	13	"	"	"	<i>''</i>	22.71		工作物 (新由仁夕張川 橋梁上)	13			田 150	"	
	14	"	角田	<i>''</i>	<i>''</i>	24.75 ~ 25.25	右岸 0.50	堤防高	17			田 330	<i>''</i>	
	15	"	<i>II</i>	"	<i>II</i>	25.06		工作物 (夕張川橋)					"	
	16	"	南学田	"	"	25.25 ~ 32.00	右岸 0.75	堤防高					"	
	17	"	"	"	"	32.00 ~	右岸 0.50	堤防高					"	
	18	"	南角田	"	"	33.20 ~ 34.20	右岸 1.00	堤防高					"	
	19	"	"	"	"	33.20 ~ 34.20	右岸 1.06	堤防断面	29			田 127 畑 13	"	
	20	<i>''</i>	<i>''</i>	"	"	34.21		工作物 (多良津橋)	12			田 53 畑 6	"	
	21	"	//	"	<i>''</i>	34.90 ~ 36.50	右岸 0.60	堤防高	18			田 85 畑 4	"	
	22	"	<i>''</i>	"	<i>''</i>	34.90 ~ 36.50	左岸	堤防断面	18			田 85 畑 4	"	
	23	"	円山	"	"	39.00 ~	右岸	堤防高	18			⊞ 85	"	
	24	<i>''</i>	円山	"	<i>''</i>	39.80 39.00 ~	0.80 右岸		18			畑 4 田 85	"	
						39.80	0.59					畑 4		

番	号		危	険		区		域	予:	きった。	れる i	皮害	整備	計画
一連	図面	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域 延長(km)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
	25	栗山町	桜丘	石狩川	1級 雨煙別川	2.40 ~ 2.70	右岸 0.30	堤防高	17			田 330	北海道	
	26	"	中央2丁目	"	"	1.15 ~	左岸 0.36	工作物 (新由仁夕張川 橋梁上)	13			田 150	"	
	27	"	"	"	"	1.51 ~	左岸 0.21	堤防高	17			田 330	"	
	28	"	松風2丁目	"	<i>''</i>	2.05 ~	左岸 0.35	堤防高					"	
	29	"	朝日2丁目	"	"	2.69 ~ 2.96	左岸 0.27	堤防高					"	
	30	"	北学田	"	"	4.92 ~ 5.23	左岸 0.31	堤防高					"	
	31	"	雨煙別	"	"	6.14 ~ 7.63	左岸 1.49	堤防高					"	
	32	"	"	"	"	7.63 ~ 7.71	左岸 0.08	堤防高	29			田 127 畑 13	"	
	33	"	"	"	"	7.71 ~ 8.23	左岸 0.52	堤防高	12			田 53 畑 6	"	
	34	"	大井分	<i>''</i>	1級 阿野呂川	1.94 ~ 4.15	右岸 2.21	堤防高	18			田 85 畑 4	"	
	35	"	南学田	"	"	1.94 ~ 2.90	左岸 0.96	堤防高	18			田 85畑 4	"	

番	号		危	険		区		域	予	退った。	れる初	支 害	整備	計画
一連	図面	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域 延長(km)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
	36	"	御園	"	1級 阿野呂川	6.26 ~ 7.58	左岸 1.32	堤防高					北海道	
	37	<i>''</i>	日出	"	"	12.00 ~ 12.35	左岸 0.35	堤防高					"	
	38	"	"	"	"	12.85 ~ 13.95	左岸 1.10	堤防高					"	
	39	"	"	"	"	13.95 ~ 17.80	左岸 0.85	堤防高					"	

### 別表第11(第4章第5節第1関係)

### 急傾斜地崩壊危険箇所

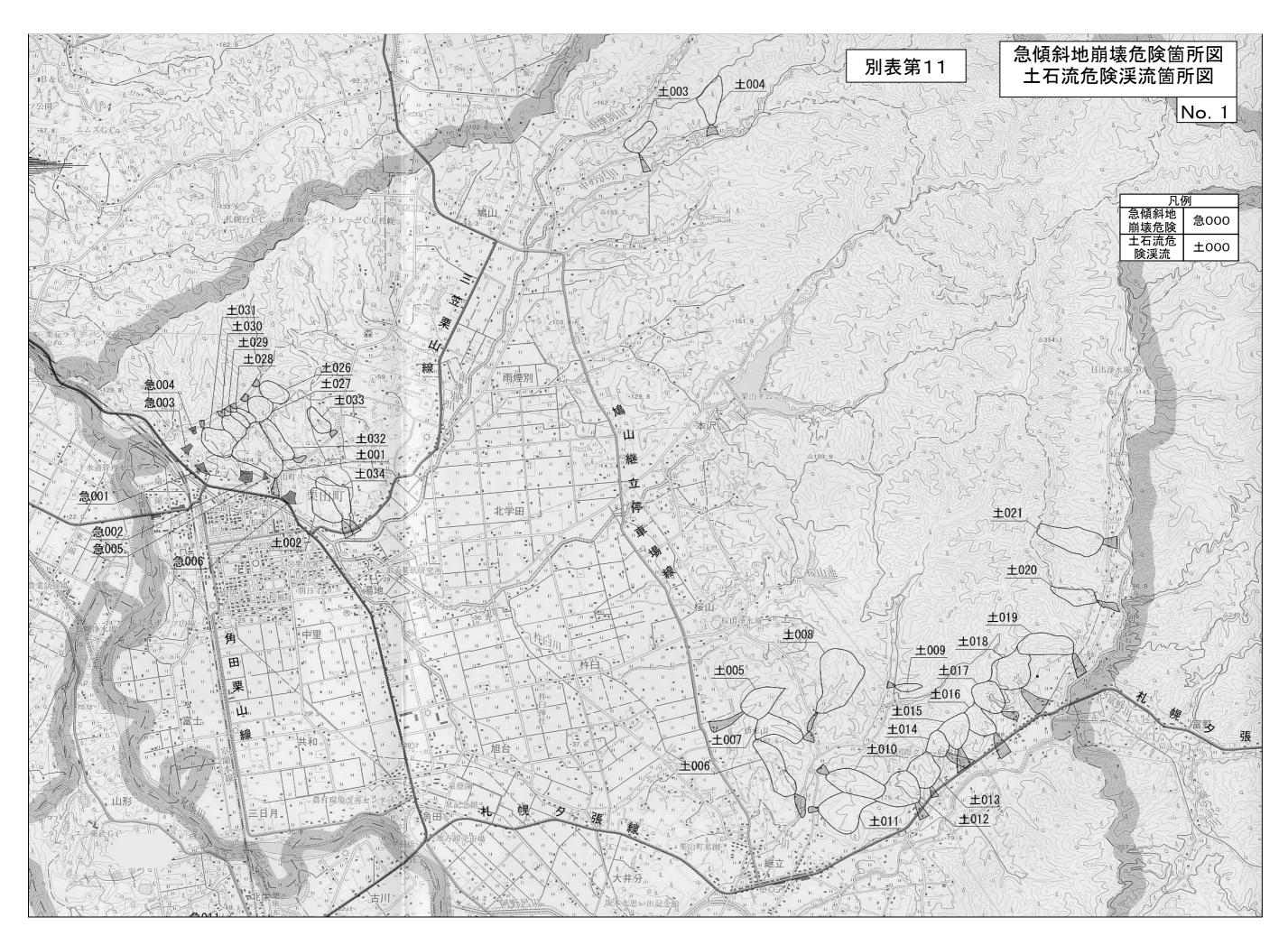
平成30年6月30日現在

							<b>才象施設</b>		
No.	箇所番号	位置	危険箇所の延長	公共的建		人家戸数	公共施設		備考
				種類	数	戸	種類	数	
急001	I -0-457-457	桜丘2丁目1	90m	_	_	5	町道	10m	
急002	I -0-458-458	桜丘1丁目1	190m	会館	1	20	町道	80m	
急003	<b>I</b> I −0−438−438	桜丘2丁目2	46m	_	_	11	1	1	
急004	Ⅱ -0-439-439	桜丘3丁目	13m	-	-	1	1	1	
急005	Ⅱ -0-440-440	桜丘1丁目2	27m	ı	-	14	町道	150m	
急006	II −0−441−441	桜丘1丁目3	185m	_	_	4	_	_	

### 土石流危険渓流

					渓流概要			呆全対象施		
No.	渓流番号	河川名	渓流名	位置	流域面積(k㎡)		的建物 ***	人家戸数	道路	備考
						種類	数	戸	. —	
土001	I 07-0020	雨煙別川	スキー場沢川	桜丘1丁目	0.18			_		
±002	I 07-0030	雨煙別川	湯地3の沢川	湯地	0.06	1	1	_		
±003	<b>I</b> 07−0040	中の沢川	緑丘の沢川	緑丘	0.06	-	_	1	町道	
土004	<b>I</b> 07−0050	中の沢川	緑丘1の沢川	緑丘	0.09	1	1	1	町道	
土005	II 07-0060	雨煙別川	桜山2の沢川	桜山	0.10	1	1	_		
土006	I 07-0070	ポンアノロ川	ポンアノロ右1の沢川	継立	0.09	1	1	1	町道	
土007	II 07-0080	坊主川	坊主沢川	桜山	0.13	1	1	1	町道	
±008	II 07-0090	坊主川	継立地区の沢川	桜山	0.24	1	1	_		
±009	II 07-0100	ポンアノロ川	継立地区1の沢川	継立	0.02	_	_	1	町道	
±010	<b>I</b> 07−0110	ポンアノロ川	ポンアノロ左1の沢川	継立	0.13	_	Ī	1	町道	
土011	<b>I</b> 07−0120	ポンアノロ川	浄水場の沢川	継立	0.19	_	_	1		
±012	<b>I</b> 07−0130	阿野呂川	継立1の沢川	日出	0.14	_		1	主要道道札幌夕張線	

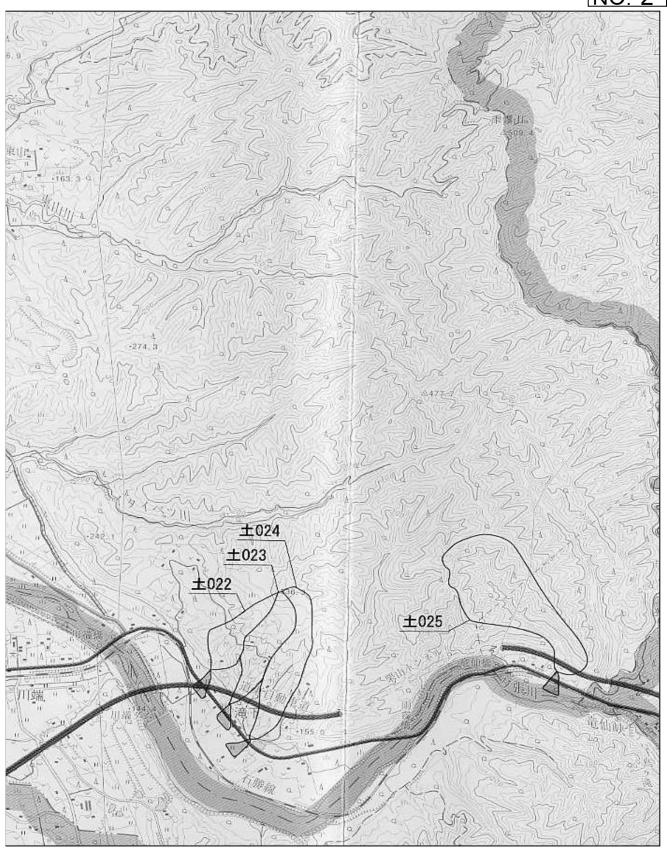
±033	Ш07-008	湯地川	湯地2の沢川	湯地	0.04	_	_	_		
±034	Ш07−009	雨煙別川	湯地4の沢川	湯地	0.10	_	_	_	町道	



# 別表第11

# 急傾斜地崩壊危険箇所図 土石流危険渓流箇所図

NO. 2



# 山地災害危険地区

### 山腹崩壊危険地区一覧表

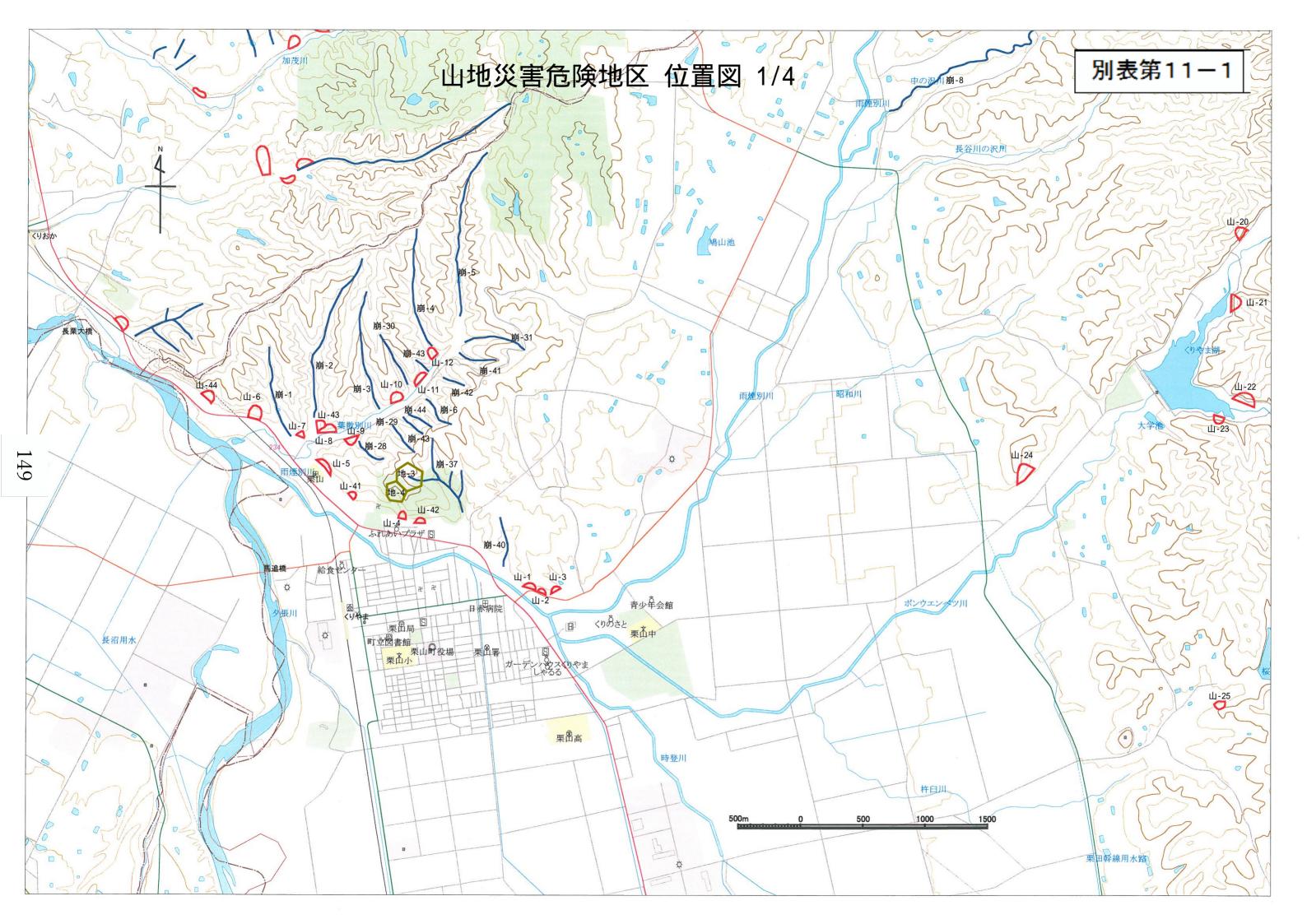
### 崩壊土砂流出危険地区

			位置		
番	地	市			備
番号	区	町	大	字	考
	名	村	字	,	
山1	湯地1	栗山町	湯地		
山2	湯地2	栗山町	湯地		
山3	湯地3	栗山町	湯地		
山4	桜丘1	栗山町	桜丘		
山5	自動車学校地先	栗山町	桜丘		
山6	鉄道の沢1	栗山町	桜丘3丁目		
山7	桜丘4	栗山町	桜丘3丁目		
山8	桜丘5	栗山町	桜丘3丁目		
山9	後藤地先	栗山町	桜丘3丁目		
山10		栗山町	桜丘3丁目		
山11	桜丘8	栗山町	桜丘		
山12	桜丘9	栗山町	桜丘3丁目		
山15		栗山町	緑丘		
山16	1	栗山町	緑丘		
山17	緑丘2	栗山町	緑丘		
山19		栗山町	本沢		
	本沢2	栗山町	本沢		
山21	本沢3	栗山町	本沢		
山22		栗山町	本沢		
	本沢5	栗山町	本沢		
	北学田	栗山町	北学田		
山25	桜山	栗山町	桜山		
山26	継立1	栗山町	継立		
山27	町有林の沢	栗山町	継立		
山28	日出1	栗山町	日出		
山29	日出2	栗山町	日出		
山30	日出3	栗山町	日出		
山31	日出4	栗山町	日出		
山32	日出5	栗山町	日出		
山33	日出6	栗山町	日出		
山34	御園2	栗山町	御園		
	御園3	栗山町	御園		
	御園4	栗山町	御園		
	円山	栗山町	円山		
	滝ノ下1	栗山町	滝ノ下		
	滝ノ下2	栗山町	滝ノ下		
	滝ノ下3	栗山町	滝ノ下		
	卜部地先	栗山町	桜丘		
	桜丘10	栗山町	桜丘		
	桜丘11	栗山町	桜丘		
Щ44	鉄道の沢2	栗山町	桜丘		

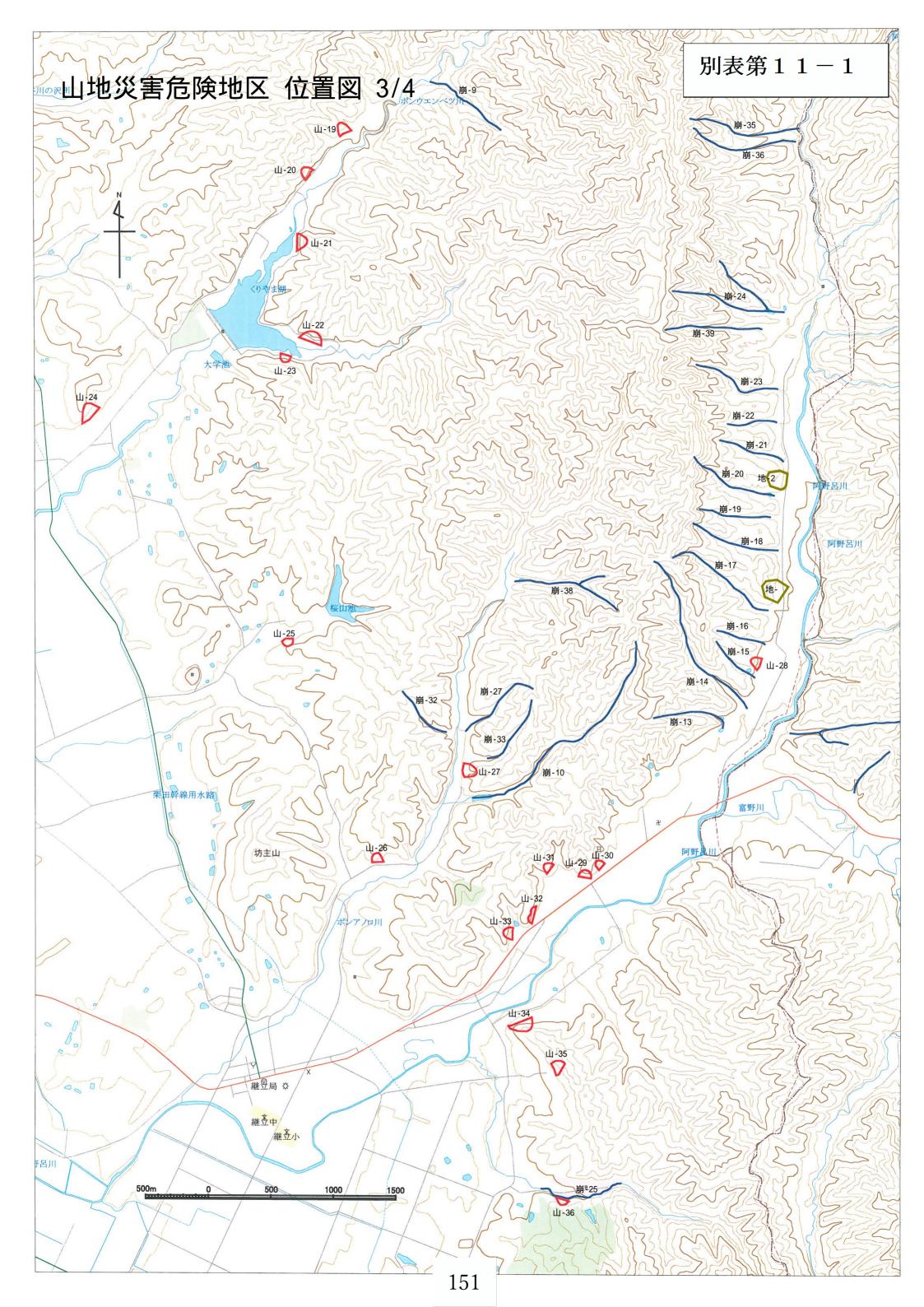
	Lul.		位置		
番	地区	市			備
番号	区 名	町	大字	字	考
	1 4	村	<b> </b>		
崩1	桜丘1	栗山町	桜丘		
崩2	桜丘2	栗山町	桜丘		
崩3	桜丘3	栗山町	桜丘		
崩4	佐藤地先	栗山町	桜丘		
崩5	ハサンベツ川	栗山町	桜丘		
崩6	スキー場の沢	栗山町	桜丘		
崩7	ポンポン沢	栗山町	緑丘		
崩8	中ノ沢川	栗山町	緑丘		
崩9	本沢	栗山町	本沢		
崩10		栗山町	継立		
崩13		栗山町	日出		
崩14		栗山町	日出		
崩15		栗山町	日出		
崩16	仁木の沢	栗山町	日出		
崩17	事務所の沢	栗山町	日出		
崩18		栗山町	日出		
崩19		栗山町	日出		
崩20		栗山町	日出		
崩21	一号沢	栗山町	日出		
	勝又の沢	栗山町	日出		
	牧野の沢	栗山町	日出		
	日出地区	栗山町	日出		
	伊藤の沢	栗山町	御園		
	タラツ川	栗山町	南角田		
崩27		栗山町	継立		
崩28		栗山町	桜丘	3丁目	
崩29		栗山町	桜丘	3丁目	
崩30		栗山町	桜丘	1丁目	
崩31	桜丘3丁目	栗山町	桜丘	3丁目	
崩32		栗山町	継立		
崩33		栗山町	継立		
崩34		栗山町	南角田		
	日出地区I	栗山町	日出		
	日出5	栗山町	日出		
	桜丘1丁目1	栗山町	桜丘	1丁目	
	継立3	栗山町	継立		
	日出地区Ⅱ	栗山町	日出	0 = =	
	朝日2丁目	栗山町	朝日	2丁目	
	桜丘3丁目2	栗山町	桜丘	3丁目	
	桜丘3丁目3	栗山町	桜丘	3丁目	
-	桜丘1丁目	栗山町	桜丘	1丁目	
	桜丘3丁目4	栗山町	桜丘	3丁目	
崩45	桜丘3丁目5	栗山町	桜丘	3丁目	

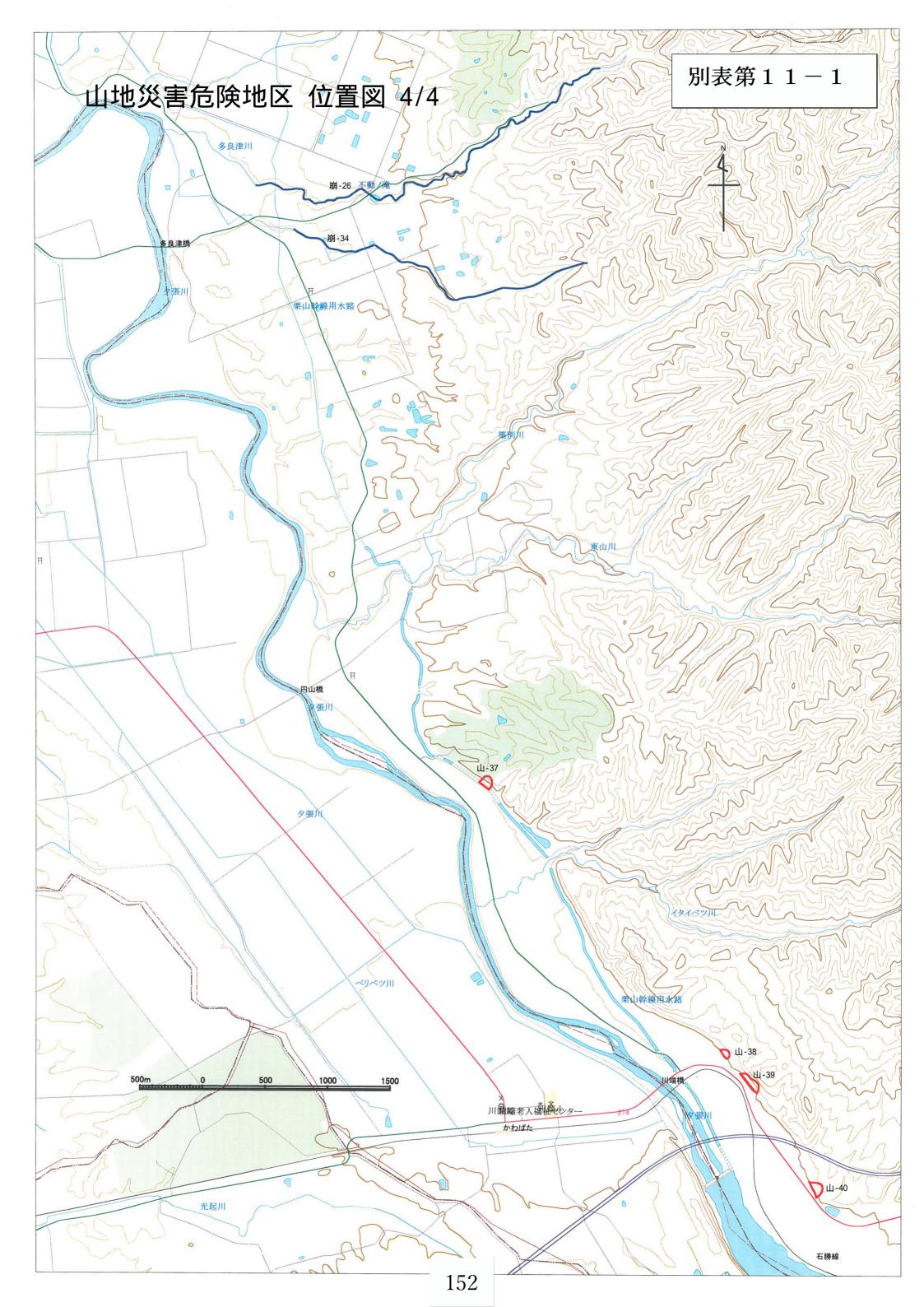
# 地 す べ り 危 険 地 区 一 覧 表

	4.Jh		位置		
番号	地 区 名	市 町 村	大字	字	備考
地1	日の出1	栗山町	日の出		
地2	日の出2	栗山町	日の出		
地3	湯地1	栗山町	湯地		
地4	湯地2	栗山町	湯地		









### 除雪作業基準

# 1 道道路線(札幌土木現業所)

種類	標準交通量	除 雪 目 標
第 1 種	1, 000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常 <u>な</u> 降雪時以外は、交通 を確保する。 異常降雪時等においては、極力2車線の確保を図る。
第2種	300~1, 000台/日 以上	
第3種	300台/日以下	2車線福音を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。 状況によっては1車線(4.0m)幅員で待機所を設ける。異常降雪 時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

2 町道路線(栗山町)~別紙「栗山町除排雪業務実施要領」による。

#### 別表第12(第4章第3節1関係)

### 栗山町除排雪業務実施要領

冬期間における快適な生活環境、生活圏の広域化に伴う道路交通網の確保を図るため、 地域住民の積極的な協力を得ながら除排雪事業を進める

### ◎ 車道除雪基準

- (1) 車道除雪幅員は1車線確保を基準とし、幹線町道については極力2車線確保に 努める。その他の路線は道路状況により対応する。
- (2) 除雪の出動基準は降雪量が概ね10cm以上若しくは予測される時。
- (3) 早朝出動体制は通常午前2時より稼動し、作業終了については午前7時30分を目途とする。(通勤・通学時間の確保) <全線除雪に係る作業時間は最低5時間必要>
- (4) 早朝パトロール者は、降雪状況が異なる市街地・北部・中南部各地区を巡回して降雪の状況を把握し担当者に連絡。
- (5) 圧雪・暖気等特殊な状況の対応については、パトロール及び連絡を受けその状況を把握し対応に当たる。
- (6) 交差点の見通し改善については、早朝除雪後状態を把握しその対応に当たる。
- (7) 日中の大雪、その他緊急時の出動はパトロール等によりその状況を把握し対応 に当たる。

#### ◎ 歩道除雪基準

- (1) 歩道除雪幅員は概ね1m以上(機械幅)を確保する。
- (2) 早朝出動体制は通常午前3時より稼動し、作業終了については午前7時30分を目途とする。(通勤・通学時間の確保) <全線除雪に係る作業所要時間は最低4時間必要>
- (3) 除雪の出動基準は降雪量が概ね10cm以上若しくは予測される時。
- (4) 日中の大雪、その他緊急時の出動はパトロール等によりその状況を把握し対応 に当たる。

### ◎ 排雪基準

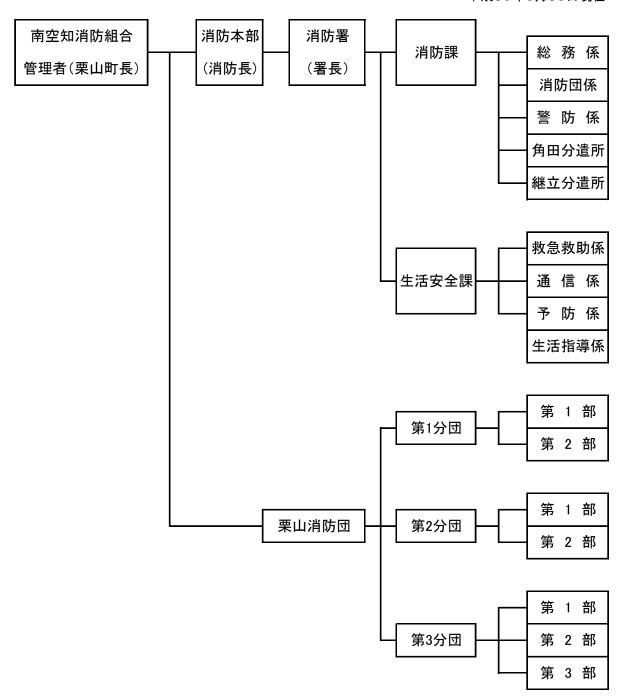
(1) 運搬排雪

排雪を実施する目安は、堆積雪により道路幅員が狭くなり歩行者や車両交通に 支障を及ぼすと判断される時、計画排雪路線に即し、主要幹線・通学路を最優 先に実施する。

(2) 狭隘路線における拡幅(排雪等) 市街地等における狭隘路線の拡幅(排雪)に係る排雪場所については、公共用 地・公園等に排雪する。

# 消防組織機構

### (1)消防組織図



### 別表第14(第4章第7節第1関係)

# 消防施設の現況

# (1)車 両

平成30年6月30日現在

所	車両別属	消 ポンプ 自動車	水槽付 消防ポ ンプ自 動車	化 学 消 防 自動車	はしご 付消防 ポンプ 自動車	小型 動力 水槽車	指令車	広報車	救急車	救助 工作 車	小 型 動 力 積載車	小 型 動 カ ポンプ
;	肖防本部						1	1				
Ä	肖 防 署			1	1	1	1	1	1	1		
栗	本 団						1					
山 消	第1分団	2										2
防	第2分団	1	1									2
団	第3分団		1								2	3
1	合 計	3	2	1	1	1	3	2	1	1	2	7

# (2)消防水利保有数

	地区別		市街地	密	集	地		そ	の	他		の	地	域		合
			栗	角	継	日	御	杵	雨	阿	円	南	中	富	大	
区分			山	田	立	出	園	臼	煙 別	野 呂	山	学田	里	±	井 分	計
消火栓		85	25	10	4	1	2	1	1	2				1	132	
防火水槽	40	t 以上	46	9	6	2									1	64
	40	t 未満	12	1	3	1	1			1			1	6		26
合 計		143	35	19	7	2	2	1	2	2	0	1	6	2	222	

# 防災資機材保有状況

区分	分 類	 種 別	規 格	単位	合計	水防倉庫	上下水道	環境政策	総務課	消防署	<sup>4</sup> 成30年6月30日現在 │    備 考
		担架		台	4	_	_	_	3	1	
物資	救助用品	ライフジャケット (救命胴衣)	大人用	着	6	_	_	_	_	6	
物資		安全ロープ	<b>φ12mm 100m/巻</b>	巻	1	_	_	_	_	1	
 物資	警備用品		φ21mm 50m/巻	巻	11	6	_	_	_	5	
物資	警備用品	セーフティーコーン	H700mm	個	30	10	_	_	10	10	
		バリケード	A形バリ	台	16	16	_	_	_	_	
		バリケード		脚	10	10	_	_	_		
		 リングバー	セーフティーコーン用	本	6	6	_	_	_		
		ドラム式コード	20m/台	台	33	_	_	_	32	1	   発電機用
物資		(電エドラム) カマ(鎌)		丁	33	20		_		13	
物資		Lの		丁	23	18		_	_	5	
物資			<b>)</b> 剣先	丁	113	80	_	_		33	
物資			角		15	6		_		9	
物資		ツルハシ(鶴橋)		丁	14	10	_	_		4	
物資		とびロ		, ,	14	4	_	_	_	10	
物資		<u></u> ナタ(鉈)		Т	4	2	_	_	_	2	
物資		<u>ノコ(</u> 鋸)		丁	14	10	_	_	_	4	
物資		ハンマー		丁	10	8	_	_	_	2	
物資		掛矢(木槌)		丁	22	17	_	_	_	5	
物資		ペンチ		丁	16	12		_	_	4	
物資		 クリッパー		丁	5	_	_	_	_	5	
物資				台	5	3	_	_	_	2	
 物資	工具	おの(斧)		丁	11	8	_	_	_	3	
物資	工具	 ドレン篭		戊	4	4	_	_	_	_	
物資	工具	 竹ホーキ		本	4	4	_	_	_	_	
物資	工具	バケツ	#10	個	82	_	_	_	80	2	
物資	工具	ひしゃく	480mm × 620mm	個	4	1	_	_	_	3	
物資	工具	 水中ポンプ	ツルミ 100V-50 <i>Φ</i>	台	2	2	_	_	_	_	
物資	工具	排水ホース	ビニール 50 <i>0</i> ×60m	巻	1	1	_	_	_	_	
物資	発動発電機	<del></del> 発動発電機	1.0kVA未満	台	2	_	_	_	_	2	
物資	発動発電機	発動発電機	1.0~2.0kVA	台	14	6	-	-	7	1	
物資	発動発電機	発動発電機	2.0~3.0kVA	台	9	_	_	_	7	2	
物資	照明器具	懐中電灯		個	45	13	_	_	32	-	
物資	照明器具	 投光機	500W未満	基	16	5	_	_	10	1	発電機用
物資	照明器具	投光機	500~1000W	基	4	1	_	_	-	3	
物資	照明器具	ライト	200~300W	個	0	_	-	-	-	-	
物資	保安灯	回転灯		個	0	_	ı	_	-	ı	
物資	保安用品	テント		張	1	_	ı	1	_	1	
物資	保安用品	ポリタンク	浄水用	個	300	_	100	_	200	ı	
物資	保安用品	雨合羽		着	83	25	ı	-	_	58	
物資	保安用品	長靴		足	58	28	_	-	_	30	
物資	保安用品	胴長		足	11	2	-	-	-	9	
資材	油処理材		タフネル BL-65 65cm×65cm×4mm	枚	370	_	-	170	-	200	
資材	油処理材	オイルフェンス	タフネル TF-200 10m/本	本	1	_	-	-	-	1	
資材	油処理材	油処理剤	スミレイ(油のみ吸着活性炭)	袋	7	_	-	-	-	7	
資材	油処理材	油処理剤	シークル N800 18L/缶	缶	0	_	-	_	-	1	
資材	油処理材	中和剤		L	98	_	_	-	-	98	
資材	土木用材	なまし鉄線		kg	42	40	_	-	-	2	
資材	土木用材	土のう袋		枚	2,450	2,000	-	-	-	450	

## 別表第16(第4章第10節第2関係)

# 指定緊急避難場所一覧

		17亿元和			対象とする	5異常な理	見象の種類	į
NO	施設•場所名	住 所	連絡先	洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	地震	大規模 な火事	内水氾濫
1	栗山公園	栗山町桜丘2丁目38番地16	72-0706				0	
2	栗山小学校グラウンド	栗山町中央3丁目311番地1	72-1179				0	
3	栗夢広場	栗山町中央3丁目309番地	72 - 6161				0	
4	運動公園	栗山町松風4丁目22番地	72 - 6161				$\circ$	
5	栗山高等学校グラウンド	栗山町字中里64番地18	72 - 1343				0	
6	ふじスポーツ広場	栗山町字富士23番地5	72 - 6161				$\circ$	
7	栗山中学校グラウンド	栗山町字湯地60番地9	72-0269				0	
8	総合グラウンド	栗山町字湯地91番地18	72-6161				0	
9	角田小学校グラウンド	栗山町角田17番地	72-0519				0	
10	継立小学校グラウンド	栗山町字継立191番地2	76 - 3151				0	
11	日出消防団消防庁舎向広場	栗山町字日出138番地2	72-1111				0	
12	円山地域文化センター広場	栗山町字円山139番地1	72-1111				0	
13	カルチャープラザEki	栗山町中央2丁目1番地	73-3333	0		0	0	$\circ$
14	スポーツセンター	栗山町中央3丁目310番地	72-6161	0	0	0	0	0
15	栗山小学校	栗山町中央3丁目311番地1	72-1179	Ö		Ö	Ô	Ö
16	児童センター	栗山町中央4丁目86番地	72-0801	0		0	0	0
17	ふれあいプラザ	栗山町桜丘2丁目38番地5	72-3000	0		0	0	0
18	総合福祉センター	栗山町朝日4丁目9番地36	72-1117	Ö		Ö	Ô	Ö
19	栗山高等学校	栗山町字中里64番地18	72-1343	0		0	0	0
	中里団地集会所	栗山町字中里25番地34	72 - 5793	Ô		Ô		O
21	ふじ団地集会所	栗山町字富士8番地6	72-2977	Ö		Ö		Ö
22	栗山中学校	栗山町字湯地60番地9	72-0269	0	0	0	0	0
23	北海道介護福祉学校	栗山町字湯地60番地	72-6060	Ö	Ö	0	Ö	0
24	角田小学校	栗山町角田17番地	72-0519	Ö	1	0	Ö	Ö
25	農村環境改善センター	栗山町角田157番地1	72 - 6040	Ö	1	0	Ö	0
	南部公民館	栗山町字継立176番地8	75 - 2111	Ö		Ō	Ö	Ö
	継立小学校	栗山町字継立191番地1	76 - 3151	Ö		Ō	Ö	Ö
	円山地域文化センター	栗山町字円山139番地1	72-1111	Ö	0	Ō	Ö	Ö

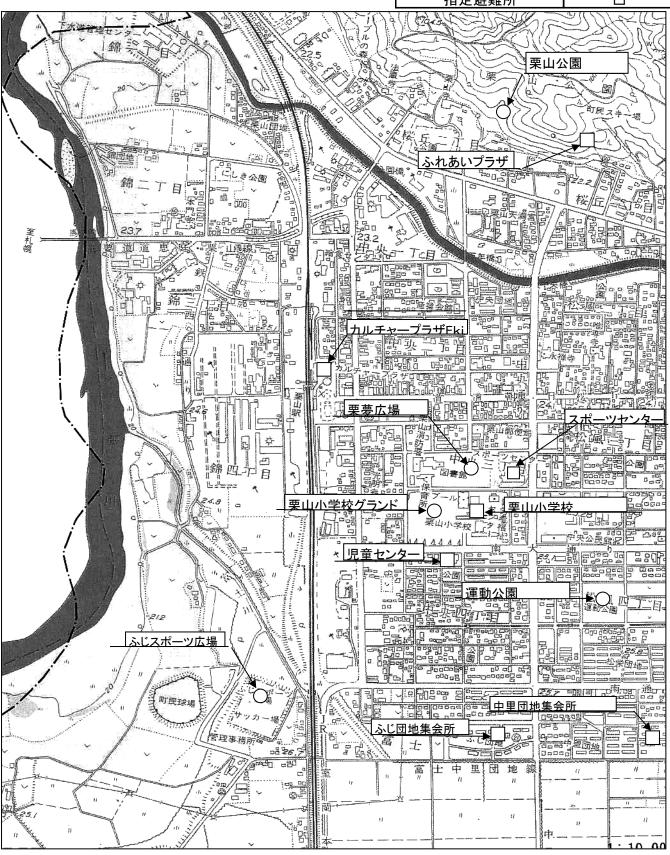
## 別表第16(第4章第10節第2関係)

# 指定避難所一覧

NO	施設名	住 所	連絡先	指定緊急避難場所との重複
1	カルチャープラザEki	栗山町中央2丁目1番地	73-3333	0
2	スポーツセンター	栗山町中央3丁目310番地	72-6161	0
3	栗山小学校	栗山町中央3丁目311番地1	72-1179	0
4	児童センター	栗山町中央4丁目86番地	72-0801	0
5	ふれあいプラザ	栗山町桜丘2丁目38番地5	72-3000	0
6	総合福祉センター	栗山町朝日4丁目9番地36	72-1117	0
7	栗山高等学校	栗山町字中里64番地18	72-1343	0
8	中里団地集会所	栗山町字中里25番地34	72-5793	0
9	ふじ団地集会所	栗山町字富士8番地6	72-2977	0
10	栗山中学校	栗山町字湯地60番地9	72-0269	0
11	北海道介護福祉学校	栗山町字湯地60番地	72-6060	0
12	角田小学校	栗山町角田17番地	72-0519	0
13	農村環境改善センター	栗山町角田157番地1	72-6040	0
14	南部公民館	栗山町字継立176番地8	75-2111	0
15	継立小学校	栗山町字継立191番地1	76-3151	0
16	円山地域文化センター	栗山町字円山139番地1	72-1111	0

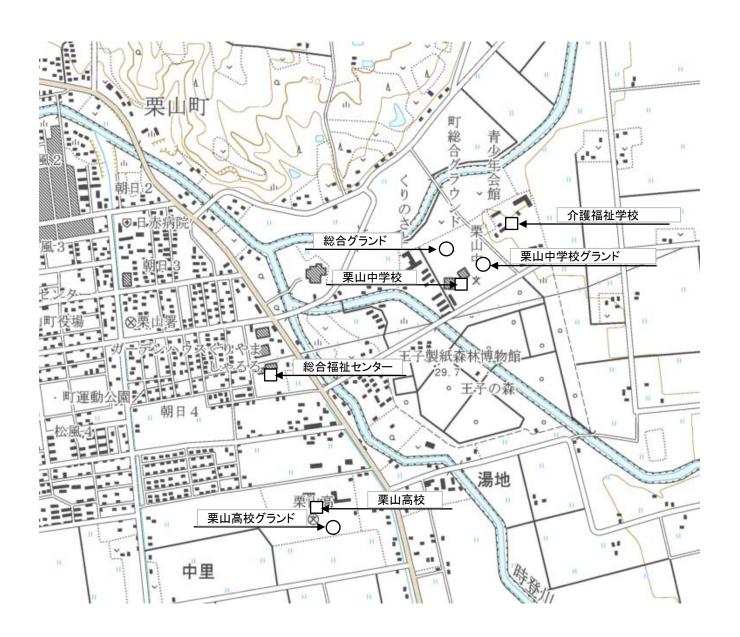
#### 指定緊急避難場所及び指定避難所位置図 NO.1

凡	l]
指定緊急避難場所	0
指定避難所	



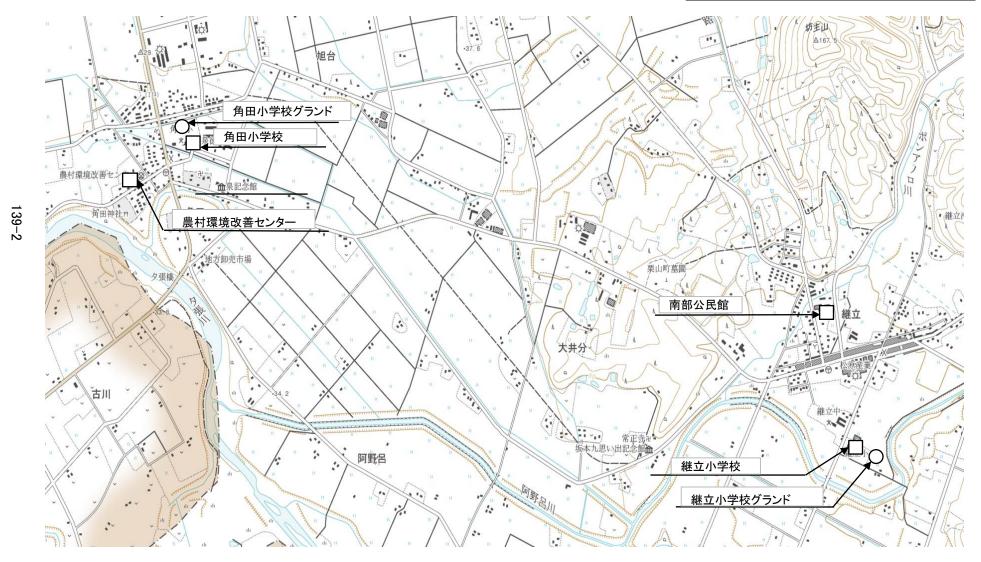
#### 指定緊急避難場所及び指定避難所位置図 NO. 2

<b>凡</b>	例
指定緊急避難場所	0
指定避難所	



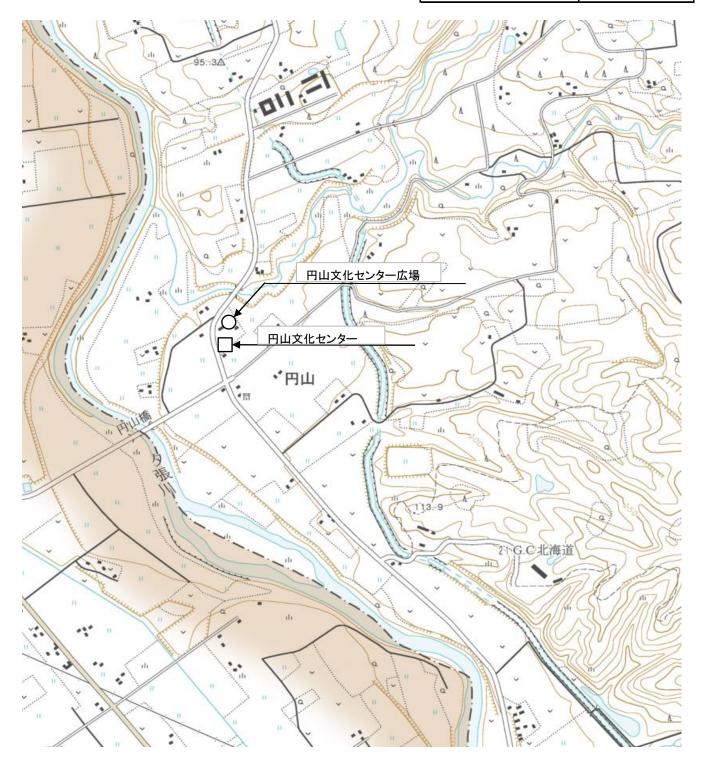
旨定緊急避難場所及び指定避難所位置図 NO. 3

凡	<u>i</u> ]
指定緊急避難場所	0
指定避難所	



指定緊急避難場所及び指定避難所位置図 NO. 4

凡(	列
指定緊急避難場所	0
指定避難所	



#### 栗山町医療機関一覧

#### 平成30年6月30日現在

医療機関名		電話	診療科 目	ベット数
栗山赤十字病院	栗山町朝日3丁目2番地	72-1015	内科、外科、整形外科、精神神経科、眼科、 循環器内科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、皮膚科	136床
梶整形外科医院	栗山町中央2丁目251番地	72-0058	整形外科	_
長岡外科整形外科医院	栗山町中央3丁目226番地	72-1171	外科、整形外科	_
とくち内科消化器科 ファミリークリニック	栗山町松風4丁目2番地1	72-6622	内科	_
板垣医院	栗山町中央2丁目219番地	72-0250	内科	_
つぎたてクリニック	栗山町字継立363番地49	77-2277	外科、内科	_
にしみこどもクリニック	栗山町中央3丁目234番地4	73-3666	小児科、内科	
あらい歯科	栗山町中央3丁目233番地	72-1964	歯科	
高橋歯科医院	栗山町中央2丁目117番地	72-1475	歯科	
つぎたて歯科	栗山町字継立363番地37	77-2122	歯科	
永山歯科医院	栗山町松風4丁目23番地	72-7000	歯科	_
西村歯科医院	栗山町中央3丁目266番地	72-5418	歯科	_
三上歯科医院	栗山町松風4丁目6番地3	72-0648	歯科	
南川歯科医院	栗山町朝日3丁目6番地9	72-1155	歯科	_

## (2) 薬品及び衛生材料販売業者

名称	所	在	地	電話番号
なの花薬局栗山店	栗山町朝日2丁目	31番地		73-2277
(有)吉井龍雲堂薬局	栗山町中央2丁目	70番地		72-1172
吉井調剤薬局	栗山町中央2丁目	248番地		72-7670
日本調剤栗山薬局	栗山町朝日2丁目	33番地		72-2000
ナカジマ薬局日赤前店	栗山町朝日2丁目	47番地		72-7935
ココカラファイン栗山店	栗山町中央2丁目	116番地		72-1366
つぎたて調剤薬局	栗山町字継立272	2番地1		75-2112

ロイテ調剤薬局栗山店	栗山町中央3丁目327番地	73-5222
マツモト薬品	栗山町松風2丁目22番地	72-1566
シオミ薬品	栗山町松風3丁目311番地1	72-0475
ツルハドラッグ栗山店	栗山町朝日4丁目31番地1	73-6355
BK薬局栗山駅前店	栗山町中央2丁目216番地	73-6355

## 防災無線

佐田土	1壬 华万	15511カサ	平成30年6月60日現在
管理者	種類	呼出名称	設置場所
	基地局	ぼうさいくりやま	<u> 建設水道課</u>
	移動局	ぼうさいくりやま1	建設水道課サーフ
	"	ぼうさいくりやま2	建設水道課プラド
	//	ぼうさいくりやま4	建設水道課町営バス②
	"	ぼうさいくりやま5	建設水道課ダンプトラック
	//	ぼうさいくりやま6	建設水道課グレーダー
	//	ぼうさいくりやま7	建設水道課ショベルドーザー
	//	ぼうさいくりやま8	建設水道課除雪ドーザー
	//	ぼうさいくりやま9	建設水道課歩道ロータリー
	"	ぼうさいくりやま10	建設水道課大型バス
	//	ぼうさいくりやま11	建設水道課除雪トラック
	"	ぼうさいくりやま12	建設水道課除雪トラック
	"	ぼうさいくりやま13	建設水道課除雪トラック
	"	ぼうさいくりやま14	建設水道課除雪ドーザー
	//	ぼうさいくりやま15	建設水道課除雪ドーザー
	//	ぼうさいくりやま16	建設水道課除雪ドーザー
	//	ぼうさいくりやま17	建設水道課除雪ドーザー
	"	ぼうさいくりやま18	建設水道課除雪ドーザー
	"	ぼうさいくりやま19	建設水道課除雪ドーザー
	//	ぼうさいくりやま20	建設水道課除雪ドーザー
	//	ぼうさいくりやま21	建設水道課歩道ロータリー
	//	ぼうさいくりやま22	建設水道課除雪トラック
	//	ぼうさいくりやま23	建設水道課ロータリー
	//	ぼうさいくりやま24	建設水道課ロータリー
栗山町	//	ぼうさいくりやま25	建設水道課歩道ロータリー
	//	ぼうさいくりやま26	建設水道課歩道ロータリー
	//	ぼうさいくりやま30	建設水道課(水道)カルディナ①
	//	ぼうさいくりやま31	建設水道課(水道)パトロール車
	//	ぼうさいくりやま32	建設水道課(水道)カルディナ②
	//	ぼうさいくりやま33	建設水道課(水道)カルディナ③
	//	ぼうさいくりやま34	建設水道課(水道)予備
	"	ぼうさいくりやま40	環境生活課1号車
	"	ぼうさいくりやま41	環境生活課2号車
	"	ぼうさいくりやま42	環境生活課3号車
	//	ぼうさいくりやま43	環境生活課4号車
	"	ぼうさいくりやま44	環境生活課2t車
	"	ぼうさいくりやま45	環境生活課借上車
	"	ぼうさいくりやま46	環境生活課借上車
	"	ぼうさいくりやま47	建設水道課予備
	携帯局	ぼうさいくりやま100	建設水道課
	1/3 1/1 1/2	ぼうさいくりやま101	建設水道課
	"	ぼうさいくりやま102	建設水道課
	"	ぼうさいくりやま103	建設水道課
	"	ぼうさいくりやま104	建設水道課町営バス
	"	ぼうさいくりやま105	建設水道課
	"	ぼうさいくりやま106	建設水道課
	"	ぼうさいくりやま107	建設水道課   建設水道課町営バス
	"	ぼうさいくりやま108	建設水道課町営バス
ı	"	ぼうさいくりやま130	建設水道課(水道) 建設水道課(水道)
		はりでいてがたまするし	生成小坦林(小坦)

### 別表第19(第5章第1節第5関係)

## 消防無線

			平成30年6月30日現住
管理者	種類	呼出名称	設置場所
	基地局	なんそらしょうぼうくりやま	消防署
	固定局	くりやましょうぼう	消防署卓上型固定
	"	かくたしょうぼう	角田
	"	つぎたてしょうぼう	継立
	"	ひのでしょうぼう	日出
	"	うえんべつしょうぼう	雨煙別
	"	みなみがくでんしょうぼう	南学田
	移動局	なんそらしき	本部指令車
	"	なんそらしきほんぶ	〃 広報車
	"	くりやまきゅうきゅう	消防署高規格救急車
	"	くりやまきゅうじょ	<b>"</b> 救助工作車
	"	くりやまこうほう	" 広報車
	"	くりやましれい	〃 指令車
南空知消防組合	"	くりやますいそう	" 水槽車
消防署	"	くりやまかがく	" 化学車
	"	くりやまはしご	〃 はしご車
	"	くりやまだんし	団指令車
	"	くりやま1ぶ	第1分団 1部車
	"	くりやま2ぶ	〃 2部車
	"	かくた	第2分団 1部車
	"	うえんべつ	〃 2部車
	"	つぎたて	第3分団 1部車
	"	ひので	// 2部車
	"	みなみがくでん	// 3部車
	"	くりやましき101	消防署
	"	くりやましき102	消防署
	"	くりやましき103	消防署
	//	くりやましき104	消防署

## 別表第20(第5章第10節第7関係)

## 給水用資機材の備蓄及び整備状況

項目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備考
車 両	給水車 ( m³)			
	給水車 ( m³)			
	トラック			
	ク レ ー ン 車			
	そ の 他	3	1	ライトバン3台
給水容器	仮設水槽( m³)			
	仮設水槽( m³)			
	給水タンク (L)			
	給水タンク (L)			
	給水タンク (1,000L)	1	1	浄水場第2配水池
	ポリ容器 (20L)	1 5 0	1 0 0	
	ポリ容器 (10L)	2 0		
	そ の 他	800枚	600枚	給水袋 (ポリ)
機材	応 急 給 水 装 置			
	ろ 過 機			
	発 電 機			
	投 光 器			
	鉄 管 切 断 機			
	電動ネジ切機			
	そ の 他			
管類	直管 (mm)			
	直管 (mm)			
	直管 (mm)			
	継 手 類			
缶 詰	水 の 缶 詰			
	食料			
その他				

### 配水池保有水量

	配水池施設名	保有水量 (㎡)
栗山水道事業	桜山浄水場	7,000
日出簡易水道事業	御園高区配水池	58
	円山配水池	192
	滝下高区配水池	10

#### 被災者生活再建支援制度の概要

- 1. 制度の対象となる自然災害
  - ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
  - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
  - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
  - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
  - ⑤ ①~③の区域に隣接し、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- 2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅に敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- 3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額)

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の	全 壊	解体	長期避難	大規模半壊
被害程度	(2. ①に該当)	(2. ②に該当)	(2. ③に該当)	(2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃 借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	5 0 万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、 合計で200(又は100)万円

#### 4. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

(新生児の添付書面) ①基礎支援金: り災証明書、住民票、 等

②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

(申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内

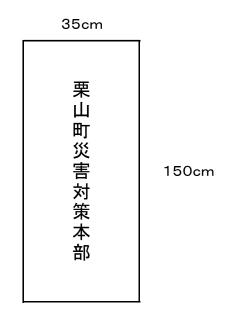
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

#### 5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出金:600億円)
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

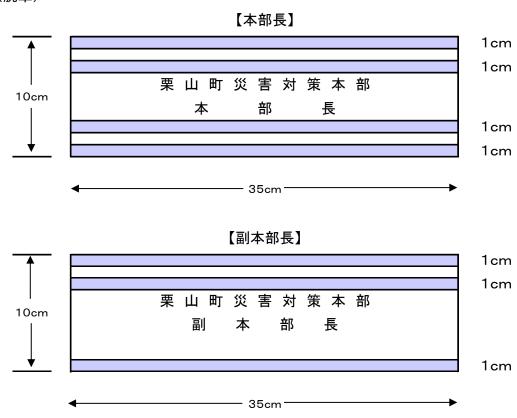
#### 別図第1(第3章第2節第3関係)

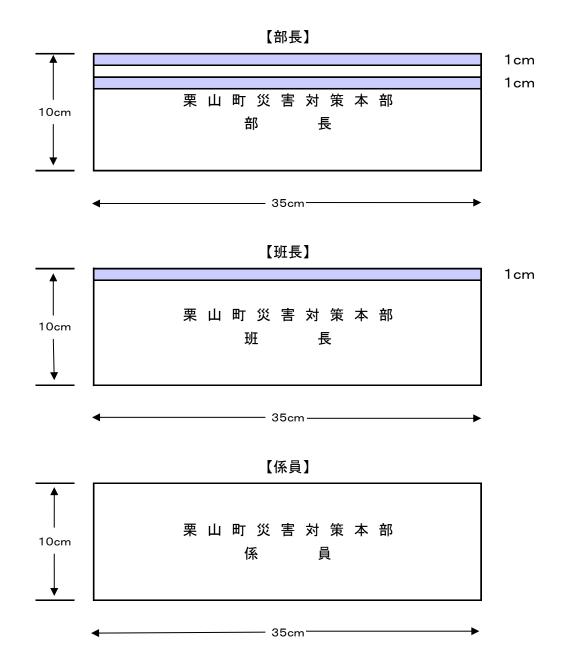
#### (災害対策本部案内標示板)



#### 別図第2(第3章第2節第3関係)

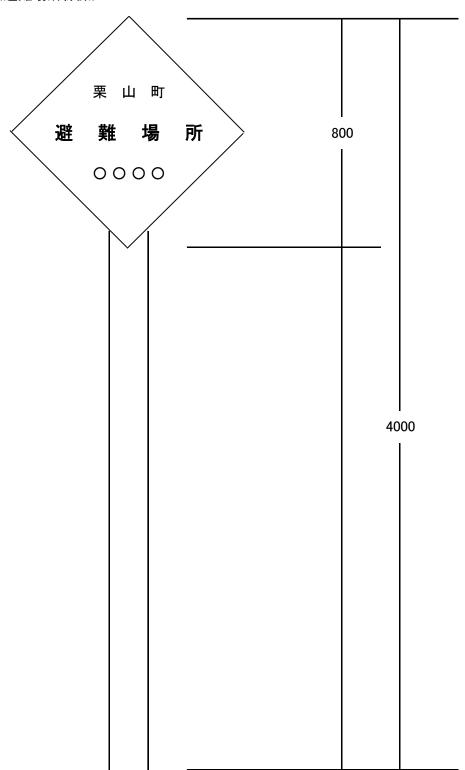
(腕章)





#### 別図第3(第4章第9節第1関係)

#### (避難場所標識)



- 注) 1 ベース線とし、文字は白抜き、白で縁取り、反射フィルム
  - 2 看板の材質はアルミ(600角)とし、2面
  - 3 ポールは亜鉛メッキ柱(60径)、下部にX型ネカセを付ける。